



第2218回 2011年9月28日(水) 18:00~19:30 大政館

例会プログラム

司会 山村 侑僕 例会進行委員



開会点鐘 藤林 良昭 会長

ロータリーソング

『奉仕の理想』
ソングリーダー

山口 徹雄 君



会長挨拶 藤林 会長

幹事報告 和田 幹事



卓話 「相続対策」 阪口 茂 会員

懇親会

乾杯 小倉 裕美 会長エレクト

中締め 後藤 一郎 会員



出席率 75.86% 19名(内2名免除)、MU3名

MU: 松浦会員、森岡会員、横倉会員

会長挨拶 藤林 良昭 会長

涼なくなってきました。夏の疲れがでてくる時期です。

本日は9月最後の例会です。今年度も3ヶ月が経過しました。これまでご協力ありがとうございます。

2日後に、多摩南グループで会員増強に関する話し合いがあります。

日野RCとしては、まだ良い成果を報告できる状況ではありません。私も頑張りますので、皆様もよろしく願いいたします。野村会計理事が、財政健全化特別委員会を立ち上げてくださっていますが、会員が増えれば、財政状況も良くなっていきます。

本日の卓話、阪口先生、よろしく願いいたします。相続対策を勉強させていただきます。



幹事報告 和田 達也 幹事

■ 東京銀座新ロータリークラブより、復興支援チャリティーとしてクラブ会員の日野原重明先生の満100歳記念講演とコーラス公演の案内が来ておりますのでご案内をお配りしました。

■ 事務局田中邦子さんご夫妻の葬儀日程をお知らせしますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

通夜:9月30日(金)

告別式:10月1日(土)

高幡山金剛寺 別院 観音院にて

《東日本震災復興チャリティー》
講演 & コーラス
【福島県の被災者の皆様をご招待いたします】



— 日野原 重明 先生 100歳記念特別講演 —
耐えて生きることから生じる喜び

期 日 : 2011年 11月 7日(月)
時 間 : 14:00~16:10
場 所 : 銀座プロッサム(中央会館)
入 場 料 : 1,500円 (義援金を含む)



日野原 重明 先生
(財)聖路閣医療財団
理事長 名誉院長
(東京銀座新ロータリークラブ会員)

コーラス公演
ロータリー・フェロシシップ合唱団
東京日本橋RCコーラス同好会
葉っぱのフレディ



【主催】
東京銀座新ロータリークラブ

【共催】
国際ロータリー第2750地区
銀座・日本橋グループ
東京銀座・東京日本橋
東京中央・東京日本橋西
東京シティ日本橋・東京中央新
各ロータリークラブ

【後援】
国際ロータリー第2750地区
広報委員会・地域社会奉仕委員会
国際ロータリー第2530地区(福島県)
東北第一分區
中央区
JTB東北

卓話「相続対策」 阪口 茂 会員

資産の棚卸しを 3年に一度ぐらいは、信頼できる税理士に依頼して、資産の評価と相続税額の計算をしてもらってください。そこで相続税を支払う現金が確保されているならば、じたばたしなくて良いと思います。



相続税対策は慎重に 世間にはいろいろと相続税対策を提案してくる人がいます。ただ、その提案は、提案者が儲けるためにしているのではないか、慎重に見極めてください。対策が失敗して財産を失った例はたくさんあります。私としてはレジュメ中段(下記)に記しました基本原則のうち①～③はあまりお薦めはしていません。依頼者のために責任のとれる助言を心がけています。(以下、割愛。ポイントを押さえた熱弁でした！)

資産税の課税強化に伴う相続税対策

1. ①あなたは自分の財産が一体どのくらいあるのか知っていますか
- ②その為には、種類別に財産と収支状況の現状を把握します
- ③現状把握のために必要な資料を収集する
- ④その上で財産評価をし、現状を把握します
- ⑤対策案を作成したら、最適な方法を実行します



枝・葉＝現状における結果・成果
→ 対策へと進行

幹＝上記①～⑤(コミュニケーション)

根＝信用・信頼関係(創造性・積極性発揮)

2. 相続税対策基本原則

財産評価をした上で、次の5つの原則に基づき対策実行

- ①相続人を増やして税率区分をさげること
- ②所有財産の評価額を下げること
- ③返済可能な借金を多く作っておくこと
- ④財産を生前贈与して減らしておくこと
 - ・年間110万円までの基礎控除を使い、預貯金を贈与する・贈与税申告必要
 - ・婚姻期間20年以上ある夫婦間で居住用不動産を贈与する 贈与税申告必要
- ⑤納税資金として自社所有株式と生命保険を活用する
 - ・自社所有株式の売却による納税資金の一部を確保する

自社所有株式を子供・孫・関係会社に売却・・・税率は20%一律

- ・生命保険(契約者自分・保険料支払者自分・被保険者自分・受取人満期部分自分・死亡の場合 法定相続人)
- のような生命保険契約・・・相続財産に入ると最高50%(現状税法)

↓
生命保険契約内容を再検討・・・配偶者や子供に財産移動

- ・一時所得に該当する生命保険契約を検討
- 一時所得は50万円の基礎控除した金額の二分之一に課税

- 生命保険契約者・・・子供自身
- 生命保険料支払者・・・子供自身
- 親が子供の預金口座に現金を振り込み、その口座から保険料を支払う。この行為により贈与事実が認定できる・・・贈与税申告必要
- 親の生命保険料控除として確定申告は決してしないこと
- 被保険者は親本人自身
- 生命保険金受取人は・・・子供自身・・・子供は一時所得で確定申告

フォト紹介



例会開始前



力説する阪口会員



小倉会員による乾杯



懇親風景



気配りする土方委員長(大政館)

東京日野ロータリークラブ会報

会 長 藤林 良昭
幹 事 和田 達也
会報委員会 山口 徹雄(委員長)
小峯 敏夫 西山 尚之

事務局 〒191-0042 東京都日野市程久保3-37-3 日野ロータリークラブ会館
TEL 042-594-3711 FAX 042-593-0510
例 会 毎週水曜日(12:30より) 高幡不動尊客殿
URL http://www.hino-rotary.org メール info@hino-rotary.org